学校いじめ防止基本方針

令和７年　４月１日

佐倉市立南部中学校

１　はじめに

いじめは，いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し，その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず，その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。いじめの問題への対応は学校における最重要課題の一つであり，一人の教職員が抱え込むのではなく，学校が一丸となって組織的に対応することが必要です。

いじめから一人でも多くの子どもを救うためには，子どもを取り囲む大人一人一人が，「いじめは絶対に許されない」，「いじめは卑怯な行為である」，「いじめはどの子供にも，どの学校でも，起こりうる」との意識を持つことが大切です。それぞれの役割と責任を自覚し，心豊かで安全・安心な社会をつくるために，学校を含めた社会全体が課題意識を持って，いじめに対峙することも大切になります。

いじめは，全ての生徒に関係する問題です。いじめの防止等の対策は，全ての生徒が安心して学校生活を送り，様々な活動に取り組むことができるよう，学校の内外を問わず，いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければなりません。また，いじめはいじめる側が１００％悪いという考えが浸透し学校全体，地域社会の文化へとなりゆくことも重要となります。

佐倉市立南部中学校では，いじめ防止対策推進法を遵守し，学校，保護者，地域が一体となって，連携を図り，「いじめ」のない学校づくりと「いじめ」に対しては，正確に丁寧な説明を行い，隠蔽や虚偽の説明を行わない学校づくりに邁進する所存です。

２　いじめの定義

「いじめ」とは，児童等に対して，当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって，当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめ防止対策推進法（第二条）より

３　いじめの態様

いじめは「暴力を伴ういじめ」と「暴力を伴わないいじめ」に分けて考えることが，いじめの解決には有効であるといわれています。

「暴力を伴ういじめ」は「目に見えやすい」ものが多く，学校が把握した段階で毅然とした対応且つ適切な対応をします。「暴力を伴わないいじめ」は「目に見えにくい」ため，見過ごされてしまうことがあります。あるトラブルがこじれて，深刻ないじめに発展する場合や最初に被害を受けた生徒がやり返したりする場合もあります。見えにくい上に，その場だけで，その事象のみを指導しても解決しないことが多くあります。

具体的には以下のようなことがあげられます。

- 集団による無視や仲間外れのような，心理的なもの。
- 暴力（強く殴る，蹴る行為はもちろん，遊ぶふりやふざけるふりをして軽く叩いたり，蹴られたり，こづいたりする行為を含む。）
- 悪口（からかい，冷やかし，脅しなど，いやなことを言われるもの。）

・物理的ふざけ（着ているものを脱がすなどの物理的行為によって被害者が恥をかくことを楽しむ行為。）
・心理的ふざけ（つねったり，物を取り上げたり，隠したりなどして，相手の困っている姿を見て楽しむ行為。）
・強要（危険なことや，いやなこと，恥ずかしいことなどを，無理にさせられるもの。）
・金品の要求等（お金や物を取られる，あるいは隠される，壊される行為。）
・所有物を隠されたり，悪戯されたり，壊されたりするもの。
・インターネットによるいじめ（携帯電話やパソコン，メールなどを使い，悪口を書かれたり，画像や個人情報を無断で掲載されるもの。）

4　学校いじめ対策の組織

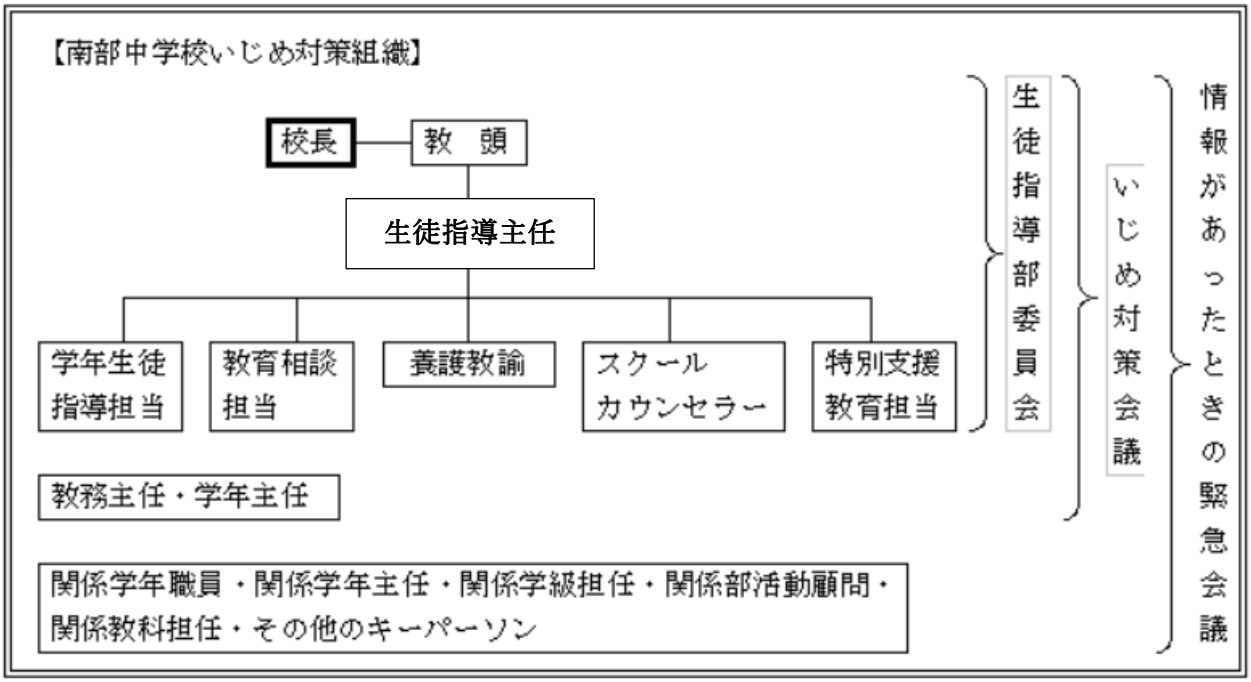

いじめ問題への具体的な対応にあたっては，学級担任のみに対応を任せるのではなく，校長をはじめとする管理職が中心となって対応することが必要であり，各学級担任の積極的な取り組みを支援するための学校体制の整備が重要です。

①生徒指導部委員会（日常的な担当者の会議）

○メンバー

校長，教頭，生徒指導主任，学年主任，養護教諭，特別支援教育担当，
教育相談担当，スクールカウンセラー

・１週間に１回開催。
・いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録，および全職員への連絡。
・来週の重点指導事項（全校生徒指導目標と学年生徒指導目標）の確認等。
・いじめ相談窓口としての役割。

②いじめ対策会議（企画会議のイメージ）

○メンバー

校長，教頭，教務主任，生徒指導主任，学年主任，特別支援教育担当，教育相談担当，養護教諭，スクールカウンセラー

・月１回（企画会議の場で実施）
・学校いじめ基本方針の策定の中心組織。
・具体的な年間計画等の作成，見直し。
・いじめの相談，通報窓口。
・学校のいじめ防止等の取り組みが計画的に進んでいるかのチェック。

③いじめに関わる情報があったときの緊急会議

○メンバー

校長，教頭，教務主任，生徒指導主任，養護教諭，特別支援教育担当，教育相談担当，関係学年主任・学級担任，関係教科担任，関係部活動顧問，スクールカウンセラー

・いじめ情報があった場合に招集する。
※内容によっては，校長が定めるメンバーを招集し，会議を開くことができる。
・情報の収集と記録。
・具体的な対応策と情報の共有。

５　いじめを起こさせないための未然防止策

いじめはどの生徒にも起こりうる，被害者にも加害者にもなり得るということということを踏まえ，生徒をいじめに向かわせないための未然防止に，全ての教職員が取り組むことが必要です。いじめの未然防止で一番重要なことは，きめ細かな指導と支援です。学校職員が一丸となって，すべての子どもたちの長所を発見しながら，存在感が発揮できる教育活動を実践していきます。また，生徒に対する教師の受容的，共感的な態度により，**子ども一人一人のよさが発揮され，互いを認め合う関係つくり**を行います。教師の姿勢としては，差別的な発言や児童生徒を傷つける発言，体罰がいじめを助長することにもつながることについての認識を持ち，温かい人間関係づくりに心がけていきます。

（１）授業について

○それぞれの授業に於いて，生徒指導の機能を生かしたわかる授業の実践を目指します。

・生徒に自己決定の場を与えること。
・生徒に自己存在感を与えること。
・共感的人間関係を育成すること。

（２）道徳教育の充実

○いじめを題材として取り上げることを指導計画に位置づけ，いじめを許さない心情を深める授業を工夫するとともに，人権意識の高揚を図ります。

○思いやりや生命，人権を大切にする指導の充実に努めます。

○自他の生命を尊重し，自分の大切さとともに他の人の心の痛みがわかる確かな人権感覚・意識を高めます。

・具体的に
・全校共通道徳実施の下，人権標語を作成。
・命を考える教育（性教育を含む）講演会
・情報モラル教室等を各学年で計画的に実施します。

（３）人権教育の充実
○「自分の大切さとともに他人の大切さを認めること」ができるようになるために，学級をはじめ学校生活全体の中で自らの大切さや他人の大切さが認められていることを，生徒自身が実感できるような環境を目指します。
・他の人の立場になってその人に必要なことやその人の考えや気持ちなどがわかるような想像力，共感的に理解しる力を高めます。
・考えや気持ちを適切かつ豊かに表現し，伝え合い，分かりあうためのコミュニケーション能力やそのための技能を高めます。
・自分の欲求を一方的に主張するのではなく，他の人との人間関係を調整する対応力および，自他の欲求を共に満たせる解決策を見出し実現させる能力を高めます。

（４）体験学習の充実
○達成感や感動，人間関係を深められる体験活動を企画し，実施します。
（対面式，スポーツ大会，合唱コンクール，予餞会，郷土学習（佐倉学），修学旅行）
・１年生…郷土学習では，佐倉の地で取れた産物を学ぶことにより，日常の食生活の見直しをする。また，佐倉で活躍する職業人の講演会を通じて，これからの中学生に必要なものは何かを学ぶ。
・２年生…職場体験では，実社会での活動を通して，集団の中での個人の役割を自覚し，責任を果たす体験をすることで，自主・自立の精神を育てる。
・３年生…班別研修を通じて，自主的選択能力・主体的活動能力・協力性を養うとともに，仲間の良さに気づいたり，より良い人間関係を育てたりする機会とする。
・全学年…対面式では，新入生を南部中学校生徒会の一員として温かく迎えるための一助とする。スポーツ大会では，全力を尽くす心を育てるとともに，一生懸命に取り組み，ひとつの行事を成し遂げた時の喜びや集団がまとまることのすばらしさを感じる場とする。合唱コンクールでは，「歌う人も聴く人も感動できる合唱」「学級全員の心がこもった演奏」を目指し，学級の協力性・団結力を高める場とする。
予餞会では，在校生集団の向上と団結を深め，次年度への飛躍のきっかけとするとともに，卒業生の門出を祝福し，感謝の気持ちをもって送り出す場とする。

（５）相談体制の整備
○教育相談により，生徒の悩みや変化に早く気づく体制を整えます。
・定期的な教育相談を，年間３回（５月・１１月・１月の放課後）行います。
・一人１０分程度を目安に学級担任がクラスの全生徒を対象に行います。時間で終わらない場合については，後日もう一度時間を設置することを約束し，後で行います。学級担任以外の職員に相談することも可能です。
・生徒が希望したときには，いつでも面談ができる体制を整えます。
・一年次にはスクールカウンセラーによる全校面接を実施します。（２・３年生は希望制）
・自分以外のいじめに関する相談や通報も行うように働きかけます。

・学校以外の相談機関の紹介（下記）

① 子どもの人権 110 番　　０１２０－００７－１１０

② 24 時間子供 SOS ダイヤル　　０１２０－０－７８３１０

（６）定期的なアンケートの実施

〇いじめアンケートに学校全体で取り組みます。

・いじめに関するアンケートを年間３回（５月・１１月・１月）行います。

・アンケートを受けて定期的な教育相談を行います。

・生徒の生活意識について調査（アンケート）し，普段生徒が感じていることを理解し，いじめの実態把握と今後の指導に生かす資料とします。

・アンケート用紙は，学級担任が全員のものに目を通した後，校長・教頭・生徒指導主任・教育相談担当も目を通します。

・結果の集計や分析には生徒指導部委員会および学年職員を中心に複数の教員であたります。

（７）生徒会を中心とした取り組み

〇生徒会活動により，いじめ防止を訴え，解決を図れるような，自治的な活動に取り組みます。

・「いじめゼロ宣言」に取り組みます。

・生徒会執行部（生徒会役員）を中心とした生徒集会で，いじめ撲滅に向けての取り組みを行います。

（８）インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

〇情報機器の持つ危険性や，その使い方を知ってもらい，ネットによるいじめ（携帯電話やパソコン，メール，SNS などを使い，悪口を書かれる，画像や個人情報を無断で掲載されるもの。）などの問題の解決にあたります。

・保護者にも協力してもらい，互いに連携しながら指導にあたります。

・外部から講師を招き，情報モラル教室を実施します。

・特別活動での情報教育を行います。

・悪質な内容を含む場合は，警察に相談します。

（９）個人タブレットを利用して行われるいじめに対する対策

〇個人ﾀﾌﾞﾚｯﾄを生徒が安全に使用できるようにするためのタブレット設定を行い，（承認機能をつけたり，生徒の操作に制限をかけたりする），使用する際の全校共通ルールを決め，未然にいじめを防げるようにします。

（10）保護者への啓発活動

〇いじめ問題に対する学校の認識や，対応方針を周知し，協力と情報提供の依頼を行います。

・学校だよりや学年だよりを通しての啓発活動を行います。

・保護者会や教育ミニ集会等を通しての啓発活動を行います。

・家庭教育学級を通しての啓発活動を行います。

６　いじめを発見したときの早期対応策

いじめ問題解消のためには，いじめの問題の重大性を全職員が認識し，学校全体として常に危機意識を持つことが重要であるとともに，いじめを早期に発見することも重要となります。全ての大人が連携し，生徒のささいな変化に気付くことが，早期発見につながります。いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり，遊びやふざけあいを装って行われたりするなど，大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多くあります。ささいな兆候であっても，早い段階から的確に関わりを持ち，積極的にいじめを認知することが必要です。その手法としては,「アンケート調査」を実施した上で，教育相談等，生徒から直接状況を聞く機会を設けたり,「Ｔｓｕｂａｓａ」(生活ノート)といった教職員と生徒との間で日常行われている日記等を活用しています。なお，指導に困難を抱える学級では，暴力を伴わないいじめの発見や早期対応が一層難しくなる点に注意する必要があります。また，暴力をふるう生徒のグループ内で行われるいじめ等，特定の生徒のグループ内で行われるいじめについては，被害者からの訴えがなかったり，まわりの生徒も教職員も見逃しやすかったりするので，注意深く組織的に対応していきます。

そして，いじめがあることが確認された場合は，放置することなく対応することが重要であり，**直ちに，いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保しつつ，組織的に対応**していきます。いじめが発覚した場合，原則として被害生徒と加害生徒と面談を行い，事実確認を行った上で，いじめがあれば指導し，謝罪をさせています。その後，両方の家庭にその事実を伝えます。同時に，被害生徒の安全確保と心のケアに努めるとともに，周囲の生徒へも指導を行います。全教職員で事実を共有し，保護者と連携しながら解決・解消に向けて慎重かつ丁寧に取り組みます。

（１）事実の確認

〇いじめは，どの学校でも，どの生徒にも起こりうるものであることを認識し，いじめの情報に敏感に対応します。

・いじめアンケート，教育相談を行います。
・日頃から，生徒の行動を注意深く見守ります。
・生活ノートから気になることを発見します。
・生徒や保護者からの情報を大切にします。
・他の教職員からの情報を共有しあいます。

〇事実の確認を正確に行います。

・いじめの情報を確認したら，先ず，管理職（校長まで）へ報告し，生徒指導部会を中心に，組織的に対応します。
・当該生徒，関わりのある生徒，全ての教職員から情報提供を得て，事実関係を把握します。
・具体的な情報を，詳しく整理して記録します（時系列，生徒別等)。
・確認したことをもとに，事実を確定します。

〇指導方針を決定します。

・いじめの状況，生徒の状況と関係，家庭の状況等を考慮し，いじめ対策委員会指導方針を迅速に検討します。
・教職員が情報を共有し，今後の指導の進め方について共通の認識をもって指導にあたります。

（２）いじめを受けた生徒，保護者への支援をします。

〇事実関係を確実に伝えます。

・事実確認で把握した状況を，ていねいに説明します。

・学校の指導方針（過程）を説明し協力を依頼します。

・状況に応じて，スクールカウンセラーなど，専門性を活用して指導にあたります。

〇いかなる理由があっても，いじめられた子どもを守り通す姿勢で問題の解決にあたります。

・「いじめを絶対に許さない」「解決まで最善を尽くす」という姿勢をはっきり示し，できる限り不安を除去します。

・複数の教職員の協力の下，当該生徒の見守りを行うなど，いじめられた生徒の安全を確保します。

・いじめている生徒からの報復を恐れ，不安な思いをしている生徒に対し，学校は本人を守り抜くことを伝え，本人の心の痛みをよく聞き，迅速・丁寧に対応します。

・いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員，家族，地域の人等）と連携し，いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくります。

・必要に応じていじめた生徒を別室において指導することも考慮します。

・いつでも相談できる体制を作ります。

（３）いじめを行った生徒への指導

〇行った行為については，毅然とした指導をします。

・行った行為を振り返らせ，いじめの問題点を理解させます。

・いじめは人格を傷つけ，生命，身体を脅かす行為であることを理解させ，自らの行為の責任を自覚させます。

・指導内容が表面的なものにとどまることなく，生徒の内面に届くような指導をします。

・生徒間，保護者間で謝罪の場をもち，相互に気持ちを伝え，理解し，今後の良い人間関係の構築につながる支援をします。

・いじめ加害者が被害者や通報者に物理的，精神的に圧力をかけることがないよう，十分に指導します。

・自分を省みなかったり，繰り返し行う場合などは，出席停止や警察との連携による措置も含め，毅然とした対応をします。

〇いじめを行った背景については，じっくりと話を聞き，今後の行動について考えさせます。

・状況に応じて，カウンセラーなど，専門性を活用して指導にあたります。

・被害生徒の辛さに気づかせ，自分が加害者であることの自覚を持たせます。

・被害者の気持ちを最大限に考慮しながら，指導・支援を進めます。

・いじめに至った心情や，グループ内での立場などを振り返らせながら，今後の行動の仕方について考えさせます。

（４）いじめを行った生徒の保護者への助言

〇問題解決に向けて，協力をお願いします。

・事実関係の確認後，迅速に保護者に連絡します。

・加害生徒同席で，事実関係の確認を行います。

・事実に対する保護者の理解や納得を得た上，学校と保護者が連携し，以後の対応を行います。

〇よい面を伸ばし，自己肯定感がもてるように支援していきます。

・**いじめた生徒が抱える問題など，いじめの背景にも目を向け，当該生徒の安心・安全，健全な人格の発達に配慮します**。

・自分の課題とすべき点について反省するとともに，よい点にも目を向けさせ，それを認め，伸ばすための支援を行います。

〇自分の問題に向き合えない場合には，毅然とした態度で接します。

・必要に応じて，特別の指導計画による指導のほか，さらに出席停止や警察との連携による措置も含め，毅然と対応します。

（５）継続的な見守り，指導，助言活動

〇表面的な変化から解決したと決めつけず，支援・見守りを継続します。

・保護者と継続的に連絡を取り合い，変容に対する情報を伝え，継続的に支援します(被害者，加害者ともに)。

・被害生徒には，教職員が毎日声をかける等，合意形成をしながら小さな変化を見逃さない配慮を継続します。

（６）いじめが犯罪行為に当たる場合の対応

〇躊躇せず，関係機関と連携を図り指導にあたります

・生徒の生命・身体の安全が現に脅かされているような重大事態及びこれに発展するおそれが高いと判断した場合は，直ちに警察に通報します。

・保護者との連携を図りながら，指導を行っているにもかかわらず，いじめが止まらない場合は，その状況に応じて関係機関に連絡します。

7　重大事態への対処

重大事態とは，いじめにより「生命，身体又は財産に重大な被害が生じた疑い」があることです。

〇生徒が自殺を企図した場合

〇重傷等，生命又は身体に重大な被害を負った場合

〇金品等に重大な被害を被った場合

〇いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合を想定しています。また，生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは，その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても，重大事態が発生したものとして報告・調査にあたります。

（１）事実関係を明確にするための調査

・調査は「いじめに関わる情報があったときの緊急会議」のメンバーで行います。

・重大事態が発生した場合には，直ちに教育委員会に報告します。また，必要に応じて警察等関係機関にためらわず通報します。

・重大事態に至る要因となったいじめ行為が，いつ（いつ頃から），誰から行われ，どのような態様であったか，いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか，学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を，可能な限り明確にします（客観的な事実関係を速やかに調査します。）。

・いじめられた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先とします。
・調査による事実関係の確認とともに，いじめた生徒への指導や，いじめられた生徒の状況に合わせた継続的なケア・学校生活復帰の支援や学習支援等を行います。

（２）調査に関わるいじめを受けた生徒・保護者への必要な情報の提供
・調査の結果については，丁寧に説明します。
・事実関係の隠蔽や虚偽の説明は行いません。

8　令和７年度年間計画

	年間行事	いじめ問題に関する年間計画
４月	・入学式 ・対面式 ・授業参観（保護者会） ・ＳＯＳの出し方教育	・学校間，学年間の情報交換。 ・いじめに関わる共通理解（職員研修） ・保護者への「いじめ対策についての説明」 ・・・保護者会 ・不安，悩みを自分から相談できる意識付け
５月	・３年生修学旅行 ・スポーツ大会 ・生徒総会 ・教育相談	・定期的なアンケートの実施 ・３年生：修学旅行を通じた人間形成 ・定期教育相談 ・話し合い活動（各学級） ・スポーツ大会を通じての集団作り
６月	・定期テスト	・２年生：郷土学習を通した人間形成。
７月	・印旛郡総合体育大会 ・三者面談	・いじめ対策会議の実施（進行状況の確認） ・各家庭との情報交換（家庭訪問）
８月		・職員研修会
９月	・単元テスト ・印旛郡新人大会	・夏休み明けの人間関係の実態把握と必要な指導
１０月	・合唱コンクール ・生徒会役員選挙 ・定期テスト	・合唱発表会を通じての集団つくり
１１月	・２年生校外学習 ・１年生校外学習 ・三者面談 ・教育相談	・特別活動での情報教育 ・２年生校外学習での人間関係づくり ・１年生校外学習を通じての人間関係づくり ・定期的なアンケートの実施 ・定期教育相談
１２月	・単元テスト ・人権集会	・いじめ対策会議の実施（進行状況の確認）
１月	・単元テスト ・教育相談	・冬休み明けの人間関係の実態把握と必要な指導 ・定期的なアンケートの実施 ・定期教育相談
２月	・定期テスト	
３月	・予餞会 ・卒業式	・予餞会を通じての在校生の団結と卒業生への感謝の気持ちを育成。 ・いじめ対策会議の実施（評価） ・進級する学年の引き継ぎ情報の整理，作成。

9　その他

・年度末にいじめ問題取り組みについての評価を行います。
・この基本方針は，年度の反省を生かし，見直し改善していくこととします。